



「まん延防止等重点措置」の適用を受けての 市長メッセージ

- 昨日、新型コロナウイルス感染症に関して、宮城県にまん延防止等重点措置が適用されました。
現在、仙台市のみならず各地域で感染が広がっており、本市においても、7月後半より感染者の発生が続いており、緊張感を持って受け止めております。
- 本日、宮城県において行われた対策本部会議において、全県においてアルコールの提供にかかわらず、飲食店等の事業者へ営業時間とアルコール提供時間の時間短縮要請を行うことが決定されました。事業者の皆様におかれましても感染予防対策についてご協力をお願いいたします。（時短要請：午前5時～午後8時、酒類提供：午前11時～午後7時）
- また、時間短縮営業に全面的にご協力いただいた場合、事業者に対し「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」が支給されます。本市といたしましても、予算措置を行い、速やかな支給に繋げてまいります。
- まん延防止等重点措置の適用（期間は、8月20日から9月12日まで）を受け、国の「基本的対処方針」等に沿って、これまで実施してきた対策を拡充・強化することとし、現在発令中の県・仙台市独自の緊急宣言も9月12日まで延長することとしています。
- 市民の皆様には、基本的な感染予防対策の徹底のほか、マスクを外し飛沫が飛ぶような会話や大人数での会食は控え、不要不急の外出の自粛やお店が求める感染防止策に積極的に御協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。
なお、ワクチン接種の有無に関わらず、基本的な感染予防徹底にご協力をお願いいたします。

まん延防止等重点措置適用に伴う県の要請内容

要請期間	令和3年 8月20日 ～ 9月12日	対象	宮城県全域	措置区域	仙台市
対策概要	国の「基本的対処方針」等に沿ってこれまで実施してきた 対策を拡充・強化				
備考	8月12日から発令中の 県と仙台市独自の緊急事態宣言も9月12日まで延長				

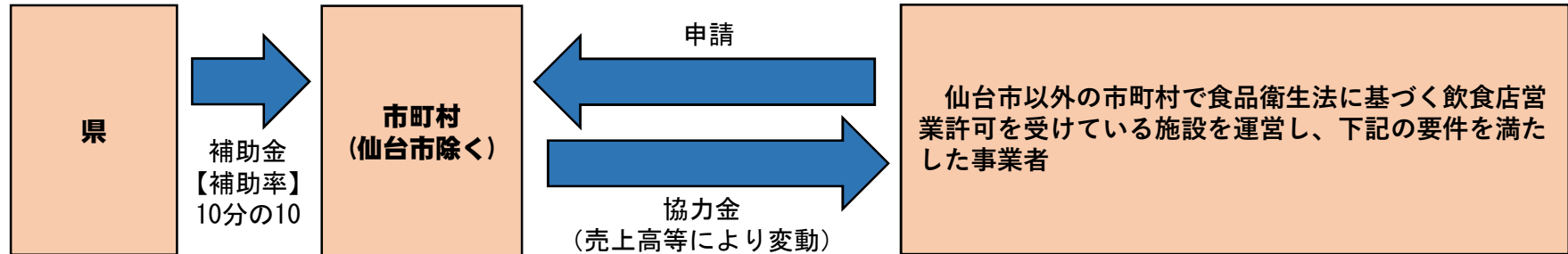
要請対象	地域	主な要請等の内容
県民	県内全域	<u>混雑した場所への外出半減・日中も含めた不要不急の外出自粛</u> 、 県外との往来自粛、感染リスクの高い行動の自粛、 感染対策不徹底・ <u>時短要請に応じない飲食店等利用の自粛</u> 等
飲食店	仙台市	全飲食店 の時短要請： 午前5時-午後8時 、 酒類提供の終日停止 感染防止対策徹底 （マスク会食・アクリル板・カラオケ設備利用自粛）等
	仙台市外	全飲食店 の時短要請： 午前5時-午後8時 （酒類提供： 午前11時-午後7時 ） 感染防止対策徹底 （マスク会食・アクリル板・カラオケ設備利用自粛）等
その他の施設	仙台市	営業時間短縮： 午前5時-午後8時 （イベント時は 午後9時 まで） （※ 1,000㎡超施設は要請 ・1,000㎡以下施設は法に基づかない協力依頼） 酒類提供終日停止 ・カラオケ設備利用自粛の協力依頼
	仙台市外	営業時間短縮への協力依頼： 午前5時-午後8時 （イベント時は 午後9時 まで） 酒類提供：午前11時-午後7時 ・カラオケ設備利用自粛の協力依頼
イベント	県内全域	開催制限：5,000人 or 収容率50%（大声なし100%）の 小さい方 時短要請： 午前5時-午後9時 、ガイドラインの遵守、追跡対策 等

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【飲食店】

(第10期(仙台市以外適用分) 令和3年8月20日午後8時～令和3年9月13日午前5時要請分)

仙台市以外の市町村全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年8月20日午後8時から令和3年9月13日午前5時までの間、午前5時から午後8時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

【①実施スキーム】



【②対象となる要件】

◎令和3年8月19日以前から開業しており、令和3年8月20日午後8時から令和3年9月13日午前5時まで*の期間中に**午前5時から午後8時までの時間短縮営業**に全面的に御協力いただくこと。

◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等

※酒類の提供は、午前11時から午後7時までに限る。

※従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外

※「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店も要請の対象となる

【③1日当たり単価】

要請期間	1日当たり単価
4/5～5/6	4万円/日
5/6～5/12	2万円/日
8/20～9/13	2.5～7.5万円/日

【④支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～83,333円	83,334～250,000円	250,001円～
中小企業者	A売上高方式	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B売上高減少額方式	売上高減少額×0.4/日 ※前年度又は前々年度の売上高の3割又は20万円の低い方が上限		
大企業(売上高減少額方式)		売上高減少額×0.4/日 ※前年度又は前々年度の売上高の3割又は20万円の低い方が上限		

※中小企業者はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×24日間
※要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて支給額も変更